

神栖市津波避難計画（案）に対するパブリック・コメント

意見の内容と市の考え方

1 意見募集期間

令和4年2月16日（水）～令和4年3月17日（木）

2 意見提出者数及び意見等件数

意見提出者数 3名

意見等件数 18件

3 意見の内容と市の考え方（意見の内容については、一部要約して掲載しています。）

No	ページ	意見の内容	市の考え方
1	P3	<p>津波警報・注意報の種類の表に、取るべき行動が記載されていますが、神栖市全体が平坦なので高い所や津波避難ビルがないエリアの避難場所はどこになるのでしょうか。</p> <p>また、各地域の避難目標となる安全な高い所を明記願います。</p> <p>津波が来てから避難場所を探していくては遅いので、事前に避難場所は、明確に決めておくべきだと思います。</p>	<p>津波警報・注意報の種類の表に記載した取るべき行動につきましては、気象庁による全国的な考えを記載したものになります（出典元を追記いたします）。</p> <p>また、当市における避難目標地点はP7に記述しているとおり、高台ではなく、津波浸水想定区域外の全域としております。</p> <p>なお、各地域の指定緊急避難場所及び津波避難ビルにつきましては、津波ハザードマップを改訂し、市民へ配布いたします。</p>
2	P4	<p>避難指示の表に記載されている住民等に求める行動として、立退き避難や緊急安全確保により安全な場所に移動する記載がありますが、安全な場所だけでは避難場所が解らなくなため、明確に目標とする安全な避難場所を指示すべきだと思います。</p>	<p>避難指示の表に記載している住民に求める行動につきましては、内閣府が作成している避難情報に関するガイドラインを引用したものとなります。</p> <p>指定避難場所及び津波避難ビルにつきましては、津波ハザードマップを改訂し、市民へ配布いたします。</p>
3	P5	<p>津波警報等が発表された際に、広報車、ハンドマイク等で海岸沿いの住民等へ避難の呼びかけをすることは、防災業務に携わる者でも大変危険ではないでしょうか。</p>	<p>頂いたご意見のとおり広報車、ハンドマイク等による避難の呼びかけは危険がありますので、修正いたします。</p>

No	ページ	意見の内容	市の考え方
4	P7	避難対象地域の箇所に、避難目標地点は、高台ではなく津波浸水想定区域外の全域としたと記載されているが、P3には高い場所や避難ビルなどの安全な場所に避難すると記載されているため、内容が矛盾していると思います。	No. 1市の考え方をご参照ください。
5	P8～11	<p>津波の最大遡上高がT.P. +8.1mの地図が作成されていますが、東日本大震災時に陸前高田市では17mの津波が来ていますので、出来れば段階的に17mまでのマップの作成をお願いします。</p> <p>また、津波浸水想定区域外でも神栖市は標高が低いので、住民はより標高が高く安全な区域に避難したいと思いますので、神栖市の海拔&標高マップを作成してください。</p>	<p>茨城県では、茨城沿岸津波浸水想定の検討にあたり、専門家の意見を伺いながら、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合における津波浸水想定を作成しており、当市における津波の最大遡上高は、鹿島港から日川海岸でT.P. +8.1m、日川海岸から波崎漁港海岸でT.P. +8.4mとなります。当市としましては、県の津波浸水想定に基づき津波対策事業を実施していますので、17m等想定されていない最大遡上高を用いたハザードマップの作成はできません。</p> <p>なお、標高につきましては、国土地理院の地理院図（ウェブサイト）で確認することができますので、住民への周知を検討してまいります。</p>
6	P8～11	大津波警報が発令された時に、道路の通行止めが、どの路線で、どこの場所で通行止めになるか市民への周知が必要だと思います。	大津波警報発表時に、通行止めになる道路はございません。
7	P8, 9, 10, 11, 18, 19	<p>津波ハザードマップは神栖市だけが掲載されていますが、津波発生時に神栖市にいない場合もあります。</p> <p>隣接した鹿嶋市（北公共埠頭）、千葉県（利根川）の津波ハザードマップも市民に周知が必要だと思います。</p>	近隣市町村の津波浸水想定につきましては、近隣市町村が作成する津波ハザードマップを確認していただくことになります。
8	P12	避難経路のチェックするポイントの箇所に、橋梁の耐震性が確保されているかどうかと記載がありますが、一般住民は解らないのではありませんか。	頂いたご意見のとおり、橋梁の耐震性につきましては、国や県、市が実施するものですので削除いたします。

No	ページ	意見の内容	市の考え方
9	P12	避難経路のチェックするポイントの箇所に、商用電源に頼らない誘導灯等が整備されているかどうかと記載がありますが、一般的の誘導灯はバッテリー内蔵式なので、常時商用電源で点灯・充電し商用電源が停電した時にバッテリーに切り替わり約30分間点灯するため、商用電源は必要です。	本内容につきましては、避難経路に夜間照明等が整備されているかを確認してもらうものでしたので、消防庁が作成した「市町村における津波避難計画策定指針」を参考に修正いたします。
10	P15	北公共埠頭周辺地区の津波避難ビルの収容人数は、神栖市立地適正化計画（案）（P59）の収容人数と違うものが有ります。	神栖市立地適正化計画の津波避難ビルの収容人数を訂正いたします。
11	P15～17	津波避難ビル施設の標高、一時避難スペースの標高の記載があると分かりやすいと思います。	<p>津波避難ビルの標高につきましては、津波ハザードマップに掲載し市民へ周知してまいります。</p> <p>また、当市では、3階以上または3階相当の高さに一時避難できる場所を有する施設を津波避難ビルの要件の一つとしており、各施設の一時避難スペースにつきましては、想定される最大クラスの津波が建築物等への衝突によって生じる津波の水位上昇を加えた水位以上の高さであることから、一時避難スペースの標高は掲載いたしません。</p> <p>なお、避難困難地域の住民に対しては、自宅等から一番近い津波避難ビルへ避難することができるよう防災訓練の実施を検討しております。</p>
12	P17	舎利浜地区及び本新町地区の避難困難地域の住民が一秒でも早く高い場所へ避難できるために、津波避難タワー等の施設の整備を検討してはどうでしょうか。	避難困難地域の津波避難対策として、現在、津波避難施設整備基本計画の策定を進めており、施設整備の可否等の検討を行っておりますので、計画を策定しましたら市HPで公表させていただきます。
13	P25	避難誘導標識にはこれ以外に、「津波避難ビル施設へ避難⇒1.5km」等の標識も有ります。	<p>ご意見をいただいた「津波避難ビル施設へ避難⇒1.5km」等の標識は、茨城県が設置したものです。</p> <p>今後も関係機関との連携を図りながら、市民等が安全に避難できるような標識の設置を検討してまいります。</p>

No	ページ	意見の内容	市の考え方
14	P26	<p>神栖市は海に面していますが、住民が海に行く機会が少なく、水産業関係者やサーフィン、釣りをする人以外は、海に対する关心・知識が薄いと思います。</p> <p>もっと海に関する心をもってもらい、悪天候、災害時の海の怖さを知ってもらうための事業等を検討してください。</p>	海に対する关心・知識の向上のための事業につきましては、鹿島海上保安署や教育委員会等の関係機関と協議のうえ、検討してまいります。
15	P26	<p>東日本大震災から11年が過ぎ、津波の被害は風化されつつあります。復興は喜ばしいことですが、ここが被災地だったことも忘れられようとしており、早急に次世代への継承も考えるべきです。</p> <p>次に来る命・未来を守るために心の癒えない傷トラウマを残すことは必要だと思います。</p>	当市では、東日本大震災の記憶や教訓を風化させないためにも、毎年3月11日前後に防災訓練の実施（令和3年度は中止）や、電柱に実績浸水深を表示しておりますが、震災を知らない世代に記憶と教訓をどう繋ぐのかは課題となっておりますので、今後も関係機関と協議をしながら事業の実施を検討してまいります。
16	その他	<p>神栖市では津波監視カメラの映像をライブ配信していますが、住民への認知度向上や海に関する关心を持つてもらう手段の一つとして、波崎総合支所・防災センターにモニターを設置して、平時から住民に見ていただくのはいかがでしょうか。</p> <p>また、波崎RDFセンター屋上の映像ではなく、波崎東ふれあいセンターの屋上など、波崎新港や河口付近の映像が確認できるようカメラの移設をしてみてはいかがでしょうか。</p>	<p>波崎総合支所・防災センターへの津波監視カメラ用のモニター設置につきましては検討してまいります。</p> <p>また、津波監視カメラの設置場所の移設につきましては、機器の更新等と合わせ検討してまいります。</p>

No	ページ	意見の内容	市の考え方
17	その他	<p>大型の津波が来たときに、常陸利根川沿いにある水門の閉鎖はするのですか。</p> <p>水門を閉鎖する場合は、誰が閉鎖をするのですか。</p>	<p>津波警報発表時の水門等の閉鎖につきましては、全国瞬時警報システムからの伝達により自動閉鎖するもの、遠隔操作が必要なもの、手動での操作が必要なものがございます。</p> <p>■自動閉鎖 常陸川水門、常陸川水門魚道、宝山樋管、東宝山第一排水樋管、西押揚排水樋管、東海排水樋管、清水排水樋管</p> <p>■遠隔操作（利根川下流河川事務所） 太田排水樋管、矢田部排水樋管、川尻第六排水樋管</p> <p>■手動操作 上記以外は、委託している水門検査員が手動で閉鎖の操作を行うことになるため、津波発生時の閉鎖はできません。</p>
18	その他	<p>神栖市は標高が低く平坦なため、津波が押し寄せて来ると避難場所はなくなってしまいます。神栖市の安全・安心な町作りには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①鹿島港入口に津波避け防潮堤を整備 ②波崎港入口に津波避け防潮堤を整備 ③利根川出口に津波避け防潮堤を整備 ④波崎海岸に防波堤を整備 ⑤避難場所がない地域に高台の避難場所を設置 <p>が必要だと思いますので、国・県・市・企業等が連携した対策を行う必要があると思います。</p>	<p>最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合における津波浸水想定により浸水想定区域等を設定していることから、当市としましては、避難場所がなくなってしまうという考えはございません。</p> <p>津波対策につきましては、茨城沿岸津波対策検討委員会において目指すべき堤防高（L1 津波対策）が示されており、現在も茨城県による堤防整備が進められています。また、想定される最大クラスの津波（L2 津波）に対しては、L1 津波対策のハード対策と合わせ、避難することを中心としたソフト対策により住民の命を守ることを最優先とするものですので、当市としましては、「津波避け防潮堤」の整備等を国等へ要望する考えはございません。</p> <p>なお、避難困難地域の津波避難対策として、現在、津波避難施設整備基本計画の策定を進めており、施設整備の可否等の検討を行っておりますので、計画を策定しましたら市HPで公表させていただきます。</p>